

## 労働安全衛生法

### 第10条(総括安全衛生管理者)

#### 選任すべき事業場、選任者数、資格、実施すべき業務

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の2第2項の規定により、技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - 5 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

#### ポイント！

	内容	根拠法令等
選任を要する事業場	①規模100人以上の林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業 ②規模300人以上の①以外の製造業等工業的業種 ③規模300人以上の各種商品卸売業・小売業・旅館業他 ④規模1000人以上のその他の業種	令第2条
選任者数等	①選任事由発生後14日以内に選任(1名) ②選任後遅滞なく所轄労働基準監督署長へ報告書を提出 ③旅行・疾病等職務の遂行不可の場合は代理者を選任	則第2条 則第2条 則第3条
資格	事業場で、事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者	昭47 9 18 基発第602号
業務	次の業務が適正かつ円滑に実施されるよう所要の措置を講じ、かつ、その実施状況を監督する等当該業務について責任を持って管理する。 ①労働者の危険又は健康障害の防止措置に関すること ②労働者の安全又は衛生の教育実施に関すること ③健康診断の実施他、健康の保持増進措置に関すること ④労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること ⑤その他労働災害の防止に必要な業務	昭47 9 18 基発第602号

## Q&A

Q. 総括安全衛生管理者を選任すべき事業場の要件に、労働者の数が示されているが、この労働者にはアルバイトも含まれるのか？

A. 「常時使用する労働者」には、パート、アルバイト等の臨時的労働者の数も含めた合計労働者数となる。したがって、パート、アルバイトも含めた常態として使用する労働者の合計数が一定規模以上となれば選任が必要となる。(昭47・9・18 基発第602号)

Q. 「総括安全衛生管理者は、当該事業場において、その事業の実施を統括管理する者を充てる」と規定しているが、「統括管理する者」とは具体的には？

A. 統括管理する者とは、工場長や作業所長などの名称の如何を問わず、その事業場において、実質的に「人・物・金等」経営資源を統括管理できる権限及び責任を有する者をいう。したがって、一般的には工場長や所長など、その事業場の最高責任者を選任するケースが多い。  
(昭47・9・18 基発第602号)

## 第11条(安全管理者)

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。)のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

### ポイント！

	内容	根拠				
選任を要する事業場	規模50人以上で次に掲げる業種の事業場 ①林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 ②製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業 商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	令第3条				
選任者数等	①事業場規模及び事業態様に即した人数を選任(必要時、労働基準監督署長は安全管理者の増員等命令ができる) ②選任事由発生後14日以内に選任 ③選任後遅滞なく所轄労働基準監督署長へ報告書を提出	則第4条 法第11条 則第4条 則第4条				
資格	①次に示す学歴区分に応じた産業安全実務経験保持者 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>実務経験</td> </tr> <tr> <td>学歴</td> <td>理科系 其他</td> </tr> </table>		実務経験	学歴	理科系 其他	則第5条 平 12・12・25
	実務経験					
学歴	理科系 其他					

	<table border="1"> <tr> <td>大学・高専</td> <td>3年以上</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>高校・旧中</td> <td>5年以上</td> <td>8年以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">10年以上</td> </tr> </table> <p>(事業場に専属の者であること)</p> <p>②労働安全コンサルタント(1名は非専属でも可)</p>	大学・高専	3年以上	5年以上	高校・旧中	5年以上	8年以上	その他	10年以上		<p>告示第 120 号</p> <p>則第 4 条</p>
大学・高専	3年以上	5年以上									
高校・旧中	5年以上	8年以上									
その他	10年以上										
<p>業務</p>	<p>(1)総括安全衛生管理者業務のうち、安全に係る技術的事項の実施(具体的には次の事項を指す)</p> <p>①建設物、設備、作業場所、作業方法の危険に対する応急措置又は防止措置(設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む)</p> <p>②安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期点検及び整備</p> <p>③作業の安全についての教育及び訓練</p> <p>④発生した災害原因の調査及び対策の検討</p> <p>⑤消防及び非難の訓練</p> <p>⑥作業主任者その他安全に関する補助者の監督</p> <p>⑦安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録</p> <p>⑧労働者が行う作業が他事業の労働者の行う作業と同一場所で行われる場合における安全に関し、必要な措置</p> <p>(2)作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがある時は、直ちに、その危険を防止するための必要措置</p> <p>* 事業者は、安全管理者に安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。</p>	<p>法第 11 条 昭 47・9・18 基発第 601 号 基発第 602 号</p>									
<p>専任安全管理者</p>	<p>下記の事業場は、安全管理者のうち少なくとも1人を専任安全管理者とする事</p> <p>①建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業(300人以上)</p> <p>②無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送</p>	<p>則第 4 条</p>									

	業、港湾運送業(500人以上)	
	③紙・パルプ製造業、鉄鋼業、船舶業(1000人以上)	
	④その他の工業的業種で過去3年間に休業災害合計100人超(2000人以上)	

## Q&A

Q. 安全管理者の資格要件に「産業安全の実務経験」が盛り込まれているが、この実務経験とは？

A. 安全管理者の業務を遂行するには、産業安全に関する一定の知識とあわせ、その事業場での安全管理の実務経験が必要である。この実務経験とは、安全スタッフ等のように安全関係の専門の業務に限定するものでなく生産ラインにおける作業管理や工程管理等の管理業務も含まれる。

Q. 安全管理者は、「事業場の規模や事業態様に即した数を選任する」となっているが、具体的には？

A. 安全管理者の業務は、技術的な問題を多く含んでいるため、その事業場の作業全般に通じていないと、その職責を十分に果たすことができない。したがって、その選任数についても、事業場の指揮命令の範囲や責任権限の範囲等の組織形態や、危険度の高い作業などの業務実態も加味し、安全管理者業務が適切に遂行できるかどうか総合的判断により、必要な安全管理者数が検討されるものである。一般的には、各事業場の組織図に対応した安全管理者の選任が望ましいことより、部長職をあるいは課長職を、というように統一して選任されているケースが多い。

## 法第12条(衛生管理者)

事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第2項の規定は、衛生管理者について準用する。

### ポイント！

	内容	根拠								
選任を要する事業場	規模常時50人以上の全業種の事業場	令第4条								
選任者数等	① <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: cyan;">事業場の規模</th> <th style="background-color: cyan;">選任数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～200人</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>201～500人</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>501～1000人</td> <td>3人以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の規模	選任数	50～200人	1人以上	201～500人	2人以上	501～1000人	3人以上	則第7条
事業場の規模	選任数									
50～200人	1人以上									
201～500人	2人以上									
501～1000人	3人以上									

	<table border="1"> <tr> <td>1001～2000 人</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>2001～3000 人</td> <td>5人以上</td> </tr> <tr> <td>3000 人を超える</td> <td>6人以上</td> </tr> </table> <p>(必要時、監督署長の増員等の命令もあり)  (選任が難しい時の特例措置あり)</p> <p>②選任事由発生後14日以内に選任  ③選任後遅滞なく所轄労働基準監督署長へ報告書を提出</p>	1001～2000 人	4人以上	2001～3000 人	5人以上	3000 人を超える	6人以上	<p>法第12条第2項  則第8条  則第7条  則第7条</p>
1001～2000 人	4人以上							
2001～3000 人	5人以上							
3000 人を超える	6人以上							
資格	<p>(1)農林蓄水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業</p> <p>①第一種衛生管理者免許所有者  ②衛生工学衛生管理者免許所有者  ③医師、歯科医師等  ④労働衛生コンサルタント(1人は非専属でも可)</p> <p>(2)その他業種</p> <p>①上記に定める資格者  ②第二種衛生管理者免許所有者</p> <p>(3)その事業場に専属の者であること</p>	<p>則第7条    則第10条    則第7条    則第7条</p>						
業務内容	<p>(1)総括安全衛生管理者業務のうち、衛生に係る技術的事項の実施(具体的には次の事項を指す)</p> <p>①健康に異常のある者の発見及び処置  ②作業環境の衛生上の調査  ③作業条件、施設等の衛生上の改善  ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備  ⑤衛生教育、健康相談他、健康保持に必要な事項  ⑥労働者の負傷及び疾病、死亡、欠勤等の統計の作成  ⑦他事業の労働者と同一場所で行われる混在作業の場合</p>	<p>法第12条  昭47・9・18  基発第601  号の1  基発第602  号</p>						

	<p>は、その場所における衛生に関し必要な措置</p> <p>⑧その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等</p> <p>(2) 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、整備、作業方法 又は衛生状態に有害のおそれがある時は、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じる。 * 事業者は衛生管理者に衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。</p>	<p>則第11条</p> <p>則第11条</p>
専任衛生管理者	<p>下記事業場は、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任衛生管理者とする。</p> <p>①事業場の規模が1000人を超える事業場</p> <p>②事業場の規模が500人を超え坑内労働又は下記則第18条の業務従事者が30人以上の事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所での業務</li> <li>・多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所での業務</li> <li>・ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務</li> <li>・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所での業務</li> <li>・異常気圧下における業務</li> <li>・削岩機、鋸打機等による身体に著しい振動を与える業務</li> <li>・重量物の取扱い等重激な業務</li> <li>・ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務</li> <li>・鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、その他有害物汚染場所での業務</li> </ul>	<p>則第7条</p> <p>労基則第18条</p>
衛生工学衛生管理者	<p>事業場規模が500人を超え、坑内労働又は労基則第18条の業務のうち下記業務従事者が30人以上の事業場は、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者より選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所での業務</li> <li>・ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務</li> <li>・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所での業務</li> <li>・異常気圧下における業務</li> <li>・鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、その他有害物汚染場所での業務</li> </ul>	<p>則第7条</p> <p>労基則第18条</p>

## Q&A

Q. 衛生管理者免許の受験については、一定の受験資格が必要とのことだが、その資格とは？



A. 衛生管理者免許の受験資格については、安衛則「別表第5」及び衛生管理者規定(昭47・9・30告示第94号)に規定されており、第一種、第二種衛生管理者も同様であり、次のように定められている。

学歴	実務経験年数
大学・高専卒	1年以上
高校・旧中卒	3年以上
その他	10年以上

## 法第12条の2(安全衛生推進者等)

事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合には、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

### ポイント！

	内容	根拠
選任を要する事業場	安全管理者、衛生管理者の選任義務のない、規模10人以上50人未満の事業場	則第12条の2
選任者数	①工業的業種⇒安全衛生推進者(1名) 非工業的業種⇒衛生推進者(1名) ②選任事由発生後14日以内に選任 ③安全衛生推進者等を選任した時は、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等関係労働者に周知させる。	則第12条の3 則第12条の4
資格	①安全衛生推進者(又は衛生推進者)の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者 ②事業場に専属の者(ただし、労働安全又は労働衛生コンサルタント等はこの限りではない)	則第12条の3
業務	安全管理者及び衛生管理者の業務に同じ(衛生推進者は衛生に係る業務に限る)	

### Q&A

Q. 安全衛生推進者の資格は、その業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者と定められているが具体的には？

A. 安全衛生推進者の資格については、安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭63・9・5告示第80号)にて、次のように定められている。

- ①大学又は高等専門学校の卒業生で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ②高等学校又は旧制中学卒業生で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ③5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

④安全衛生推進者養成講習(昭63・12・9基発第749号)を修了した者

⑤厚生労働省労働基準局長が①～④に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者